

「建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準」新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第5条 省略 (技術的適正の有無) 第6条 建設工事の設計金額が<u>4千万円以上</u>(建築一式工事は<u>8千万円以上</u>。)について、監理技術者又は主任技術者の専任配置を設定するものとする。 2 前項のほか、工事の規模又は技術的難易度から技術的適正の有無に関し必要と認められる事項を設定することができるものとする。 3 設計金額が1億2千万円以上の建設工事については、特定建設業の許可を有する者を対象とする。 第7条～第10条 省略 附 則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。	第1条～第5条 省略 (技術的適正の有無) 第6条 建設工事の設計金額が<u>3千5百万円以上</u>(建築一式工事は<u>7千万円以上</u>。)について、監理技術者又は主任技術者の専任配置を設定するものとする。 2 前項のほか、工事の規模又は技術的難易度から技術的適正の有無に関し必要と認められる事項を設定することができるものとする。 3 設計金額が1億2千万円以上の建設工事については、特定建設業の許可を有する者を対象とする。 第7条～第10条 省略 附 則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。 (追加)